

Public Consultation on the Rules on Court fees and recoverable cost に対する意見

1. Regarding “A. an amendment of Rule 370 of the Rules of Procedure”

<Comments>

Alternative 1 is better than Alternative 2.

<Reason>

Alternative 1 は、全てのユーザが、訴訟取下げのタイミングや和解のタイミングに応じて reimbursement（償還）を受けられるので fair であり、Alternative 1 の方が better だと考える。

しかし、もし、Alternative 2 が採用されるならば、濫訴を抑制するために、リクエストが abusive/bad faith な場合、例えば当該リクエストをした中小企業(SME)が PAE（所謂パテントトロールや、SME ではない企業が権利活用目的で create した entity）の場合には、裁判所の裁量で exemption of valued-based fees のリクエストを否定できる、という条項を加えて欲しい。

2. Regarding “B. a table of fees”

<Comments>

Application for Opt-out(80€) について、無料にすべきである。

<Reason>

Opt-out の申請の目的は、出願人の意図に係らず、自動的に UPC 管轄になった件を指定国の裁判管轄にすることである。そのような申請に、何らの金銭的ペナルティーを課すべきではないので、無料にすべきと考える。特に、2016年7月1日以前に EPO に出願した件については、Opt-out fee を無料にするのが妥当だと考える。

もし、the administrative costs を徴収する必要があるのであれば、相当額（例えば 10€）にすべきである。もしくは、同一所有者が、複数件をまとめて opt-out 申請した場合には、減額措置を受けられるようにしてほしい。例えば、複数件をまとめて opt-out 申請する場合には、一定金額（例えば、5 件相当の 400€）としてほしい。

以上